

川崎町議会定例会会議録

令和7年6月12日(第3号)

○出席議員(12名)

1番	大本治久君	2番	佐々木昭雄君
3番	下斗米麻子君	4番	今田勝春君
5番	佐藤清隆君	7番	佐藤昭光君
8番	高橋義則君	9番	的場要君
10番	生駒純一君	11番	佐藤新一郎君
12番	眞幡善次君	13番	眞壁範幸君

○欠席議員(1名)

6番 遠藤雅信君

○説明のため出席した者

町長	小山修作君	副町長	大沼澄夫君
総務課長	菅原清志君	会計管理者 兼会計課長	佐藤健君
税務課長	佐藤文典君	農林課長	大宮陽一君
建設課長	阿部大樹君	上下水道課長	渡邊輝昭君
町民生活課長	富田丈靖君	保健福祉課長	大宮竜也君
地域振興課長	大友聰君	病院事務長	滝口忍君
教育長	相原稔彦君	学務課長	高山裕史君
生涯学習課長	村上透君	幼児教育課長	佐藤和彦君
農業委員会 事務局長	高橋和也君	代表監査委員	清塚政弘君

○事務局職員出席者

事務局長 小原邦明君 書  
記 佐藤由弥歌君  
書 記 佐藤明尚君

---

○議事日程

令和7年川崎町議会定例会6月会議議事日程（第3号）

令和7年6月12日（木曜日）午前10時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前10時00分 開議

開議の宣告

○議長（眞壁範幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

6番遠藤雅信君から、会議規則第2条の規定により、本日の本会議を欠席する旨、届出があります。

---

議事日程の報告

○議長（眞壁範幸君） 本日の議事は、あらかじめお配りしてある議事日程に従って進めます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（眞壁範幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 大本治久君

2番 佐々木 昭 雄 君  
を指名します。

本日の会議の書記として、小原邦明、佐藤由弥歌、佐藤明尚を選任します。

---

## 日程第2 一般質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第2、一般質問を行います。

再質問に関しては、挙手の上、質問願います。挙手がなければ次の質問に移りますので、ご了承願います。

順番に発言を許します。

通告第5号、11番佐藤新一郎君。

【11番 佐藤佐藤新一郎君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） スーパーマーケット誘致に向けた支援措置の検討について、質問願います。

○11番（佐藤新一郎君） おはようございます。11番佐藤新一郎です。

ただいま議長より質問の許可を得ましたので、スーパーマーケット誘致に向けた支援措置の検討について質問させていただきます。

町唯一のスーパーマーケットが、今年2月に閉店し、町民の生活に大きな影響を与えております。特に高齢者や車を持たない町民、町外まで運転できない方などから、不安と心配の声が多く届けられております。

今後、スーパーマーケットの誘致など、町としてどのような対策を取ってきたのか、お伺いいたします。

1、出店予定の企業の開店未定と聞いておりますが、町と企業との調整や、開店までのスケジュールをお伺いいたします。

2番、買物支援バスを運行しておりますが、運行状況等、利用者数はどれくらいなのか、お伺いいたします。

3番目、一日も早くスーパーマーケットを開店していただく施策として、町税の猶予や、減税措置等の支援策を検討すべきと考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

---

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 皆さん、おはようございます。

スーパーマーケット誘致に向けた支援措置の検討について、11番佐藤新一郎議員の質問にお答えします。

1点目の出店予定の企業は開店未定と聞いているが、町と企業との調整や開店までのスケジュールを伺うとの質問ですが、事業者とはこれまで担当者と直接会って意見交換を行い、出店スケジュールの情報提供をいただくなど、必要に応じた調整を行い、スーパーのオープン時期は、今年12月の中旬の計画で進めていると伺っております。

2点目の買物支援バスを運行しているが、運行状況と利用者数はとの質問ですが、行政報告でもお知らせしましたが、今年3月6日からスタートした買物支援バスの利用者数は、5月末時点まで延べ258人、実人数63人、1日当たりの平均利用者数は5.9人となっています。

バスの運行日については、3月中は日曜日を除き毎日、4月中は月・水・金の週3回、5月は主に火・金の週2回運行をしてきました。6月からは、これまでの利用状況や薬王堂前に町民バスの停留所が設けられたことから、毎週水曜日を運行日として、行政報告として報告したところであります。まずは、町民バスを利用してもらい、町内の消費を呼びかけてまいります。

3点目の一日も早くスーパーマーケットを開店していただく施策として、町税の猶予や減税措置などの支援策を検討すべきと考えるが、見解を伺うとの質問ですが、出店を計画されている事業者は、事業譲渡に基づき、再オープンを計画しているものです。県内で13店舗の再開を計画しており、再開については採算性だけでなく、競争環境など様々な条件を踏まえ、計画しており、資金面で長引いていることではないと聞いております。

町としては、ようこそ川崎町へ企業立地応援条例が該当となるか、確認しながら支援に努めますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤新一郎君。

○11番（佐藤新一郎君） ただいま答弁をいただきました。本会議の行政報告でも、あらゆる対策を検討していくと報告しておりますけれども、その具体的な内容を聞かせていただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 地域振興課長。

○地域振興課長（大友 聰君） 佐藤新一郎議員のご質問にお答えします。

あらゆる対策とは、具体的にどういったものが想定されるのかというご質問であります。

町長の答弁にもございましたが、まず薬王堂バスの新設などもニーズを踏まえた施策と捉えておりますし、最終日に提案させていただいておりますデマンド交通などの予算も、そういったこ

とにつながると思います。

6月に入りまして、水曜日を2週終えておりますが、利用状況は10人、4日が10人、11日が23人と増えてきております。その辺の利用者の声なんかも聞きながら、便数を、運行日を増やすべきなのかどうなのかというところは、利用状況の数字を見ながら、具体的に検討していきたいという思いでございます。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤新一郎君。

○11番（佐藤新一郎君） この誘致に関しても、企業誘致というような形で、私はまず今までなかったことだと思いますけれども、やっぱり町民が一番望んでいるところでございますので、町としてもぜひこの企業誘致というような先ほど答弁がありましたんですけども、ぜひこの相手方にも、やっぱり誠意を持って一日も早くするためには、先ほど言った減税ですか。あと、水道料とか電気料とか、いろんなものがあるんですけども、そういうものを町でやりますからということで、やっぱり相手方と話し合って、早めに企業、企業と言うんですか、このスーパーを持ってきていただくように、町長自らひとつ動いていただければと思うんですけども、いかがですか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 私も課長と一緒に担当者の方とお会いしたんですけども、やはり相手方が結構な数、事業展開をしているということで、時間をくださいというような感じでした。我々も協力したり、支援したりすることはしますので、よろしくということで、意見交換をしているところでございます。

何回も申し上げますが、やっぱり店舗の数が多いもので、担当者のほうもなかなか苦労しているようなところがありました。

いずれにしても、先ほども申し上げましたが、ようこそ川崎の基本条例と照らし合わせながら、どんなことがやれるのか、引き続き意見交換を続けていきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤新一郎君。

○11番（佐藤新一郎君） どうか町長、積極的にやっぱり相手方に説明をして、やっぱり川崎町はこういう報道を打ってまずやりますから、ひとつお願いしたいというような、そういうやっぱり姿勢でいかないと、相手方も早く来てもらうということはなかなか難しいと思います。

ましてや、家族ではございますけれども、ある家族がやっぱり、物が足りないとなると、土曜、日曜、町で買えないものがあるということで、まず町外に行ってしまいます。四、五千円で買う

ものが、2万、3万と買い出しになるというような、そういう話も聞いておりますので、やっぱり常に町にあれば、魚屋さんもない、すし屋さんもない、そういう、生物を買えない、そういう町になっては、私は本当に寂しくなります。

そういうことで、ぜひとも町長、こういうことでなりますからということで、相手方と話していただけますか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 皆さんも、新聞やテレビで報道されているように、あちこち、仙台市の中でも買物難民が出ていると。結局、施設が老朽化してくれば、施設を建て替えなければならぬ。改善しなければならない。しかし、客層が変わって近くにスーパーができてしまえば、やはり、建て替えまでいかないとなると、本当に歩いて行ける距離にあったものがなくなつて困っているんだということを、ここ半年ぐらいの間にも、随分報道されていると思います。

そういう中で、やはり我々ができる事をしっかりとやっていかなければなりませんし、先ほど課長が言ったように、デマンド交通のことも進めていきたいと思っています。

また、かねてより行商をやっている人たちに、何か支援ができないものだろうかということを考えています。やはり地区を回ってくださる方を支援する制度というか、支援策を考えていかなければならぬ。例えば、地域おこし協力隊の人が、そういった人たちの後継者になってもらえないものかも含めて、やはり地域を回ってくださいと、行商の方々に何か支援できぬかということも、これからは考えていかなければならぬのかなと思っています。

今回のことで、やはりいろんな形の行商の方々に声もかけましたが、やはり全体像がつかめないということで、買物支援バスを出したのですが、町民バスからつなげるようなダイヤは、時間帯は組んだんですけども、なかなかやつぱり乗り換えてまで来るということは、できないのかなと。町の中、中心で、本砂金とか支倉からはなかなか来られないなど。また逆に言えば、本砂金とか支倉のほうは、地元の人の中で助け合つて買物をしているものなのかなと思つたりもしております。

いずれにしても、佐藤議員おっしゃるように、いろんな形で働きかけを続けていきたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） これで佐藤新一郎君の一般質問を終わります。

---

○議長（眞壁範幸君） 通告第6号、9番的場 要君。

【9番 的場 要君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、小中学校の「まちづくりへの学び」について質問願います。

○9番（的場 要君） 9番的場 要でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。

初めに、小中学校の「まちづくりへの学び」について質問させていただきます。

国道286号バイパス建設、南赤石工区は、昨年度より橋梁上部工工事に取りかかり、工事の進捗が目に見えるようになってきました。このバイパス工事は、当町にとって今後のまちづくりに欠かせない役割を持っていると期待をしております。

これまで仙台市川崎町広域連絡協議会での現地視察や、議会委員会視察も行ってきましたが、現地に足を運ぶことで、様々な思いを感じてまいりました。

この現地視察を町内の小中学校の児童生徒にもぜひ体験してもらうべきと考えます。町内でこれほど大規模な工事はそれほどないと思いますし、実際に現地に立った児童生徒の目線からの見方、考え方に対する興味もあります。次の時代を担う子供たちに、まちづくりを考える機会と関心を持つもらうため、校外学習の一環として取り組んでいくべきと考えますが、いかがでしょうか。

---

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

【教育長 相原稔彦君 登壇】

○教育長（相原稔彦君） 小中学校の「まちづくりへの学び」について、9番的場 要議員の質問にお答えします。

現在、建設中の国道286号バイパスは、川崎町にとって単に大規模な公共工事事業という意味合いだけではなく、多くの先人たちの努力によってやっと実を結んだ、町民が待ち望んだ一大事業でもあります。

そして、この事業は、間違いなく今後の川崎町発展の礎になる大きな事業であり、町の転換点となり得る現地を視察することは、未来を担う児童生徒にとって、地域の課題やまちづくりについて主体的に考えることを学ぶよい機会となります。また、子供たちの物の見方や考え方を豊かにするほか、地域に愛着を持つきっかけにもなり、大変有意義であると考えます。

今後、各学校と打合せを行い、関係機関のお力添えをいただき、建設現場見学などの体験的な学びの実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。的場 要君。

○9番（的場 要君） この質問をするに当たって、あるきっかけがございました。小学校のPTAの方に、286はいつできるんですかという話から始まりまして、予定では令和11年ですとい

うところから、実は、うちの子供に見せてあげたいという話でした。

そのときは、僕もピンとはこなったんですが、なるほどなとその後感じました。やはり我々は、業務上、視察を何回も繰り返してまいりましたが、町民の皆さんのが現場に行くことは、やっぱり難しいんだろうというふうに思いました。

そこで、町が事業として取り組むべきだなというところで、まずは子供たち、児童生徒に見てもらうのが一番だなというふうに感じてまいりました。

一般的に、校外学習というものの目的は、実物を見たり触れたりすることで理解を深める。社会の仕組みを体験的に学ぶ。協調性、マナーを身につける。学習への興味や関心を高めるとあります。

現在の予定としては、11年完成になっておりますが、もちろん前後する可能性もございます。その理由も含めて、現在、財源やトンネルの掘削状況などについても、現場で説明を受けること。そして質疑応答によって疑問点の解決や道路建設への理解も、本人やそして家族内も深まると考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） お答えいたします。

今、的場議員のほうからありましたように、子供たちが学校を離れて外に出て実体験という中で、様々なものを見て、触れて、感じることは、大いに意義がございます。その中で、今回のような、めったに出会うことのない大型の公共事業に関しましては、いろんな学びの視点があると思っております。

1点目は、まず現場を見て、その大きさに感嘆しながら、すごいものができるんだ。町が発展していくんだ、そういうものを肌で感じてもらうこと。もう一つは、中学生ぐらいの年齢になると、自分の将来像、職業を含めた将来像という意識も芽生えてまいりますので、このような、大きな事業に現場で携わる人、あるいは事務的な立場で行政、国と建設会社等々をつなぎながら、調整の仕事をする人、あるいは予算を獲得してくる人、そういうキャリア教育の一環としての見方もあるかと思います。

そして、中学校3年生になりますと、公民という形で、政治経済の一端について学ぶ機会もありますので、こういった大きな事業が、国の中でどのように、誰が進めて、予算をどのように確保しながら進められてくるのか。そういうたくさんの学びの機会がありますので、子供たちの発達段階に応じて、この学年ではこんな体験を、この学年ではこういったものというふうに、学校長たちとも相談しながら、ぜひ実現してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（眞壁範幸君） 的場 要君。

○9番（的場 要君） 今年の5月14日、富岡中学校の校外学習がございました。議会の中では、議長だけが出席しているものでしたので、そのときの議事録を頂戴して、皆様にまず紹介をさせていただきたいと思います。

この中で、生徒から国道286号の支倉台付近にある建設中の橋は、いつできる予定ですか。建設が遅れているのはなぜですかという質問がございました。これに対して、建設課長が答えをしておりますが、この答えが非常に秀逸だったなというふうに思っております。

川崎町側、仙台市側ともに計画どおりに工事を進めています。新しい道路や橋、トンネルといった工事については、全国各地から造ってほしいというお願いが、国にたくさん提出されます。その中で必要性や緊急性などが高い工事から進められます。川崎町では、一日も早く完成していただけるよう、宮城県と仙台市にお願いしているところです。

大分省きましたが、そのとおりだなという答弁であったと思います。町民の皆さんには、この質問と同じような思いを持っている方が非常に多いのではないかと思います。しかし、我々ができるることは、残念ながらお願いだけ。予算は国・県・仙台市が持っております。その辺の事情も、まずは子供たちにお伝えをしたい。この質問した子は、自分が感じたのか、もしくは親が言っていることを質問にしたのか、どちらかは分かりませんが、そういった家庭が非常に多いと思います。

そういうご意見、見方をされている皆さんを、実はこういった状況で、決して遅れているわけではないんですよ。今のところ順調に進んでいますよということを、子供たちから伝える、そして子供たち、児童生徒に自信を持っていただく、こういうことにもつながると思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） この富岡中学校の議会、模擬議会、前に私が出ておりましたが、東京出張のため、出られませんでした。それで答えについては、課長たちに講習申し上げました。子供たちは、ついこの間まで小学生だったんだ。小学生が中学校になったばかりですよ。そういう人たちに説明するのが一番難しいんだ。だから、原稿は子供たちが分かるように書いてくれということを申し上げました。

本当に、この286の事業、知事がゴーサインを出したのは13年前でした。東日本大震災の次の年の県南サミットで私が復旧道路として、知事、何とかこの286をしてくれと。東日本大震災のとき、太平洋側は全部津波で港がやれてしまった。関東から物を運びたくても、福島県は原発事

故で通れない。全てのものが日本海側から入ってきたんだ。そのときに、48号線は、たまに雪崩流れになる。286は、雪崩はない。

しかし、赤石から碁石間が危ないんだ。ここを何とかしてくれということで、知事が確かにそのとおりだということで、2012年2月の県南サミットだったと思います。そこで初めてゴーサインが出ました。

しかし、調査とか、測量とか、設計にすごい時間とお金がかかって、やっと今13年目ということで、的場議員がおっしゃったように、これまで長い道のり、もちろん先輩方がずっと前から、要望していたわけですから、そういったことも踏まえて、我々は先人たちの努力も確認したり、お伝えしていかなければならぬ。

また、多くの市町村がいろんなことをお願いしているというようなことも含めて、皆さんにお知らせすべきですし、改めて先輩方の努力に、我々は敬意を表さなければならないと思っております。

いずれにしても、この大事業、すごく長い時間をかけて、やっと目に見えるように、また何年か前の議会では、眞幡議員から、毎年必ず町民に知らしめるようにということで、私も町長が行くで、毎年報告しているところです。

去年、皆さんと参上して、改めて今年また現場に行って現場監督さんと話しました。やはりいろんな視察とか、そういったものをどんどんしてください、来てくださいと言っていました。それで今回の286のやつは、ドローンで撮影した写真ももらって載せたわけです。

やっと皆さんから見えるようになったわけですね。今まで赤石のほうも見えませんから、的場議員おっしゃるように、やっと13年目で見えるようになってきたので、それをやっぱり皆さんにお知らせし、また、工事が順調に進むように、工事を見守っていくような姿勢を、町も取っていきたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 次、クールビズ・ウォームビズの通年化導入について、質問願います。

○9番（的場 要君） 2点目です。クールビズ・ウォームビズの通年化導入について質問いたします。

これまで、5月から10月までの期間でクールビズを実施してまいりました。現在も同様に継続しておりますが、ここ数年、全国的に通年化を推進する自治体が増えてきました。これは、環境省が2021年度から全国一律の期間設定を行わず、各自が適切に判断して、快適で働きやすい服装を選択するよう、呼びかけていることに伴うもので、この取組は官公庁のみならず、民間企業においても広がりつつあります。

導入に際し、T P Oをわきまえ、町民に対して不快感や場違いな印象を与えることのないよう十分な注意は必要ですが、留意事項等をしっかりと定めながら運用することで、より労働環境、生産性の向上につながるものと考えます。

通年化により、省エネや節電対策等、地球温暖化対策の一環としての役割を果たすことにもなると考えますが、いかがでしょうか。

---

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 9番的場 要議員の質問にお答えします。

クールビズ・ウォームビズを通年化導入してはとの質問ですが、クールビズの通年化は、これまでの期間限定のクールビズから一年中、服装の自由度を高くすることで、より快適で働きやすい職場環境を目指す取組となっています。

現在は、多くの自治体や民間企業でクールビズ、ウォームビズを通年で実施する動きが広がってきました。その背景には、2021年以降、環境省がクールビズ期間を設定しなくなり、各自治体や企業の判断に委ねられるようになったことだと思われます。

クールビズを通年化することは、職員の働きやすさを向上させ、省エネなどの取組にもなるよい働き方改革の一環とも言えます。職場の状況や業務内容に応じ、T P O、時間、場所、場面をわきまえた、町民に不快感を与えない服装を心がけるなど、状況に合わせた柔軟なクールビズ・ウォームビズ通年化の実施を検討してまいりたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 的場 要君。

○9番（的場 要君） ここ数年、夏場本当に暑くなってきたなというふうに感じております。しかも、その夏の期間が長いなという思いもあります。ここ二、三年は、コロナが明けてから、それ以前は、役場の中が夏はちょっとむしっと暑いなと感じていたんですけども、やっぱり体調のことも考えてもらって、大分涼しく、仕事もしやすい環境になってきたなというふうに思っております。

それでもやはり様々な対策はしなくてはいけない。通年化を導入することで、地球温暖化対策の強化、冷暖房のエネルギー使用量を減らす、そして働きやすさの向上、働く人の体調管理や生産性の向上、柔軟な働き方への対応、またリモートワークや多様な職場環境に対応できるという効果があります。

役所ですから、ネクタイを締めて仕事するのは当たり前だという感覚を持っている方が、まだ

いらっしゃると思います。しかし、今はそういう時代ではないということ、それも皆さんに知つていただきたいなという思いがございます。

例えば、仙台市議会では、申合せで、本会議以外のところは、夏場はTシャツにジャケットでも可能としております。これは、暑い中でシャツを来て活動するよりも、より快適な服装で仕事に集中していただきたいということからでございます。

しかし、本会議はしっかりワイシャツを着る。これはもう当然のことと、我々もこの議場に来たら、しっかりした格好をして臨むということが必要だと思いますが、ふだんの業務の中では、そこまでしなくてもいいのかな、やはり快適な環境がより集中をして効率がいい仕事ができると思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 本当に働きやすい状況をつくっていくというのは大切だと思います。私も夜仕事をするときは、町長室でステテコだったりして、昨日も副町長が帰ってきて、町長ステテコですかと。でもやっぱり、スッとしたほうが頭に入ってきますので、夜は誰も来ませんから、いずれにしてもTシャツにジャケットとか、そういうのもやっぱり認めていって、お互いにやっぱり襟があるというのは、意外と暑いんですね。これは襟がないと本当に楽なので、そういうことも推奨していきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 的場 要君。

○9番（的場 要君） あとは僕も、この年になって、夏はいろいろと気にするところがございまして、やっぱり汗をかいて、そのまましばらくシャワーに入れないですとか、仕事を続けなければいけないといったときに、やっぱり体臭とか、いろんなものがやっぱり気になる、気になってきたなというふうに感じております。

実際、Tシャツとかポロシャツで、軽装であれば気になったところで着替えも簡単にできるというところでございます。やっぱりそうやって皆さん気が気を使っていくことで、周りの方も含めて気持ちよく働ける環境ができると思います。

また、しっかりした服装のほうが集中しやすいと感じていらっしゃる方もいらっしゃると思います。通年化を導入しても、そこは自由に対応してもらえばいいと思いますし、また新人の方々については、研修期間を一定期間設けるべきとも思います。様々な規則をつくって、しっかりと導入をしていただく、そうやって検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 先週、東京に行って会議がございました。会場が冷え過ぎていて、みん

なスーツを着て、ネクタイもしている人がいました。私、正直具合悪くなりまして、出て、冷やし過ぎなんじゃないですか。誰もワイシャツを来ていないんです。みんなスーツ着て、ネクタイしている人もいる。

本当に、みんなそれぞれどうして難しいところなんですかけれども、あんなに冷やさなくたっていいのに。結局、電気代だけかかるって、体調まで悪くしていることもあります。

やはり、どうやつたら体に一番いいのかを考えながら、例えば本当にTシャツにジャケット、私もやっぱり参考にしながら、必要とあればポロシャツにしたり、ワイシャツに、そういったことを私からやっていきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） これで的場 要君の一般質問を終わります。

---

○議長（眞壁範幸君） 通告第7号、8番高橋義則君。

【8番 高橋義則君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、「太陽光発電設備設置に関する注意点は」について質問願います。

○8番（高橋義則君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問いたします。8番日本共産党高橋義則です。よろしくお願ひいたします。

今回の質問は2問ありますが、最初に、「太陽光発電設備に関する注意点は」について質問いたします。

現在、自然エネルギーとして水力、風力、太陽光などの発電が改めて見直されています。特に、川崎町では多くの太陽光発電の設置があり、また計画されています。所有地の使い道がない土地を貸したり、売ったりしたいと思う人がいる中、外部からの問合せに関し、町民がどのような対応をしたらいいか分からぬという声がある現状です。

そのように貸借や販売に対しての契約に、町民は不安を感じています。そこで、次の点についてお伺いします。

1点目、太陽光発電の設置に関して、相談窓口はあるのか。

2点目、農地や雑種地などを貸す場合や、販売に関して、どんな点に注意して交渉したらいいのか。

3点目、町内に多くの設置の話はあるが、自然または生活環境などに影響などはないのか。

4点目、町にとってメリットやデメリットはどんなものがあるのか。

以上の4点についてお伺いしたいと思います。

---

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 8番高橋義則議員の質問にお答えします。

1点目の太陽光発電の設置に関して、相談窓口はあるのかとの質問ですが、地域振興課を窓口として、事業を計画されている場所や、土地利用状況などに応じ、関係各課へ情報を共有しながら対応しているところです。

2点目の農地や雑種地などを貸す場合や販売に関して、どのような点に注意して交渉したらいののかとの質問ですが、計画地に土砂災害やその他の災害、自然環境保全の配慮が必要な区域など、太陽光発電設備の設置が禁止されている区域もあります。土地の利用に不安がある場合は、事前に町へ相談されるよう、アドバイスをお願いします。

また、農地を農地以外で使用する場合は、議員ご承知のとおり、農地法に基づく許可が必要となり、農振法に基づく農用地区域での太陽光発電設備の設置は制限を受けることになりますので、注意が必要です。

3点目の町内には多くの設置の話はあるが、自然または生活環境などに影響はないのかとの質問ですが、生活環境への影響を最小限に食い止めるため、事業者は事前に関係各所と協議や地域への説明を行いながら事業を進めていきます。

しかし、生活環境の捉え方は、一人一人個人によって様々なので、影響はないと言い切れないと思います。

4点目の町にとってのメリットやデメリットはどんなものがあるのかとの質問ですが、再エネによるクリーン電力の確保、CO<sub>2</sub>排出量の削減、固定資産税の増加、そして土地利用者の所得増加などがメリット等もあります。

一方、デメリットとしては、森林伐採による土砂流出のリスク、火災のおそれ、役割を終えた太陽光設備の処分問題、周辺地域に対する景観への影響、場所によっては反射光の問題などが可能性として考えられます。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合挙手願います。高橋義則君。

○8番（高橋義則君） この太陽光発電の質問をしようと思ったきっかけは、グーグル、今はやりのグーグルとかで土地を確認しながら、その土地が誰の物であるかまで、きちんと法務局辺りに行って調べるのでしょうか。

事前に、そういう調べていること自体が、なかなか地主にとっては不思議な今の世の中だなと。

誰の土地かも分からぬ土地を、事前に電話で聞いてくるという今のやり方というのは、何かこう地主にとっては考えられないということなんですかけれども、そのことがきっかけで、これは今回の太陽光発電設置に関する質問をしたいと思ったんですけれども、実は実際、今、川崎町で余っている土地がいっぱいあるんですけれども、その土地をどういうふうに有効利用したらいいか、地主の方は分からぬ中で、そこにつけ込んで、太陽光発電事業者が貸してくれ、売ってくれというようなことなんですかとも、貸す場合も、いろんな問題点があつたり、売ってしまった場合の、いろいろ問題点とかもあると思うんですけれども、その辺のところの詳しい問題点がありましたら、お伺いしたいのですが。

○議長（眞壁範幸君） 地域振興課長。

○地域振興課長（大友 聰君） 高橋義則議員のご質問でございます。

業者が訪問されて土地を売る場合の注意点というご質問と捉えております。

まず、自分の土地をどのように土地利用するかというところは、やはり悩まれるところだと思うんですが、やはり太陽光事業者の方々も、国が進める、再エネ推進、あとは自分たちの利益を得たいという思いから、いろいろ積極的にセールスに歩かれる場合があると思います。

やはり、一度ご不安な点があるんであれば、一度立ち止まつていただいて、一度当方の窓口のほうにご相談いただければ、ある程度助言とかアドバイス等ができると思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○8番（高橋義則君） 地域振興課のほうで相談をすれば、いろんなことで悩みが解決するとは思うんですけども、ある太陽光を契約した人から契約書を見せられたんですけれども、なかなか文章が難しくて、中身を理解できない部分がかなりあると思うんです。

そういう契約書の内容を踏まえて、きちつと地域振興課のほうで相談していただけるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 地域振興課長。

○地域振興課長（大友 聰君） 高橋義徳議員のご質問でございます。

契約書の内容までというところなんですが、あくまで契約については個人の判断での契約となりますので、一字一句町がどういう判断というのは、致しかねるところはございます。本当に助言程度しかできないと、限度があると思われますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 何年か前、太陽光の契約をされた方から、当時の副町長と呼ばれまして、いろんな契約書も見せてもらいまして、なかなか難しいものだなど。その町民の方は、そこに弁護士さんもいて、いろんな話をしたんだという話でした。

弁護士さんというのは、その会社が頼んだ人なんだろうねやって私が言ったんですね。でもその町民の方は、弁護士さんって中立だというか、正義の味方というか、そういう感じで思っていたんだと思うんですね。

だから、その弁護士さんは会社から頼まれてきた人なんだろうねと。ところがその町民の方は、弁護士がいたから安心なんだというニュアンスで、その契約に臨んだみたいでした。

やはり、今、課長が言ったように、契約の内容に一字一句入っていくことはできませんが、やはり、まず地域振興課に来てくださいみたいなメッセージは、我々も出していかなければならぬのかなと感じております。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○8番（高橋義則君） 先ほどの回答の中から、メリットとして固定資産税が増加する、固定資産償却税も含めて事業者からもらうということで、今まで太陽光があった中で、自主財源としての固定資産税が増えたということも実績ですけれども、地主としても地目が変わった場合、農地から先ほど言った農振法があって、簡単に農地から雑種地に変えられないという部分もあるんですけれども、農振法に入っていない部分の土地を、農地から雑種地に変えて太陽光発電という地目にできるかと思うんですけれども、その農地であった固定資産税から、今度は太陽光、相手の業者が太陽光をつけたことによって、雑種地に変更するという事例もあると思うんですけれども、その場合、一般的に固定資産税、農地から例えば雑種地に変わった場合、どのように変化するのか、お伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 税務課長。

○税務課長（佐藤文典君） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

太陽光発電を設置した後の評価方法の問合せ、質問と捉えました。

太陽光の評価につきましては、総務省自治税務局のほうで示しております、評価基準にのつとつて評価をしているという形になります。山林から太陽光、農地から太陽光、そういったことも含めて、国などで示している内容に沿って評価している状況でございます。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 次に、農業従事者及び産業小規模従事者並びに職人の紹介について質

問願います。

○8番（高橋義則君） それでは、第2問目の質問をお伺いいたします。

農業従事者及び産業の従事者並びに職人の紹介を。各事業の中で人材不足や職人の成り手不足、そして農業などの成り手不足が大きな問題となっています。当町には魅力ある職業がたくさんあると思います。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

家屋が壊れた場合、身近に頼める人がいないために困っているなどの話があります。仕事を頼みたいのに職人がいない現状だが、その職人さんたちの魅力と必要性を紹介するパンフレットなどはあるのか。

2点目、町内で取り組んでいる産業や職種などはあるが、次の世代にも引き継ぐものがたくさんあると思います。若者の考え方は違うかもしれません、その職種などを紹介し、後継者を育てることはできないか。

3点目、若い人に各産業、食品など、川崎版魅力ある仕事紹介などというものを作り、PRすることはできないのか。

以上の点についてお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 高橋議員の質問にお答えします。

1点目の家屋が壊れた場合、身近に頼める人が余りいないため困っているなどの話がある。仕事があるのに職人がいない状況、状態だが、その魅力と必要性を紹介するパンフレットなどはあるのかとの質問ですが、現時点ではパンフレットはありません。しかし、川崎町商工会との意見交換の中で、町内の建設関連事業を手始めに、電話帳などがあるとよいのではないかという話題があることを聞いております。いろいろと検討されていますので、ご理解願います。

2点目の町内で現在取り組んでいる産業や職種などはあるが、次の世代にも引き継ぐものがたくさんあると思う。若者の志向は違うかもしれないが、紹介し、新たな後継者を育てることはできないのかとの質問ですが、川崎町商工会と連携し、小規模事業者の持続的な経営の実現のため、今年度は事業継承に向けた政策を展開する計画をしています。

具体的には、中小企業庁認定支援機関である宮城県事業継承・引継ぎ支援センターや地元金融機関、川崎町商工会と連携し、事業承継に関するセミナーや相談会の開催など、機運を高める事業を推進しています。

3点目の若者に各産業、事業、職種など、川崎版魅力ある仕事紹介づくりをPRすることはで

きないのかとの質問ですが、昨年10月に川崎町商工会が主催となり、みちのく公園で開催された川崎マルシェや、6月1日の常長まつりで、建設職組合の左官業を営む職人の方に、子供たちが体験できるコーナーを出していただきました。このような地道な取組が後継者の育成にもつながる可能性を秘めていると考えます。

そして、川崎町商工会では、地域企業の持続的な経営の実現に向けた自己変革を促し、事業者を元気にする一つ一つのJAの方々、一個一個の会社ということで、個社支援、それと事業者の活躍の場を醸成して、地域全体を元気にする面的支援の2つを軸足として、各種団体等と連携した事業を計画しているところです。町としても、引き続き商工会の皆さんと連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

また、先ほどの的場議員の意見ではありませんが、現場を視察して、現場で働く人たちのたくましさなども伝えていければなと思っております。川崎町でもこのところ、技術系の人、女の人が増えてきました。女の人も現場に行く時代でありますし、職員も出てきましたので。

○議長（眞壁範幸君）　高橋義則君。

○8番（高橋義則君）　今回この質問をしようと思った経緯ですが、現在職に、つまり先ほどもしどこか壊れたときに大工さんを頼みたいとか、水道設備のところでちょっと不具合が出たために直したいと言っても、なかなか職員の数がいなくて、すぐに対応できないことが多く見られますので、まずはこれから我々が生活していく上で、そういう職人さんたちが川崎町にいないでは、生活していくのは大変だと。

そして、その職人たちというのは、川崎町に根差した人たちなので、ここに在住していということは、人口減少にもつながらないという可能性もあると思いまして、この職人の人たちが多く後継できるような、何か得策的なものが川崎町であれば、この人口、今騒がれている人口減少にもかなり力がある。それは人口減少にも、かなり効果があるのかという思いがあったからです。

今回、後継者を育てていく上に絶対的な、先ほど話もあったように、子供たちが確かに少ない状況です。その少ない子供たちが、ほかの町で暮らすよりも、この町でこういう職業があつて初めてこの仕事で成り立つよというようなことを、先ほど町長の回答にありましたとおり、現場を見せていただき、職人のすごい腕の人たちがいっぱいいるので、そんな職人技を見せていただきながら魅力を感じてもらい、そのような子供たちの教育にも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君）　町長。

○町長（小山修作君）　度々建設職組合の方々や商工会長さんと意見交換することがあります。

やっぱり職人さん、働き手を確保するために、しっかりと現場環境や給料を確保していかなければならぬと思っている。職人さんの給料をしっかりと確保していかないと、働き手を確保できないというようなことも言われています。

ですから、我々もいろんな仕事、入札の後も含めて、安ければいいんだだけではなく、やはりしっかりと、それが、何というか、うまく言いませんが、働き手にわたっていけるようなことを考えていかないと、ただ、経費が抑えられればいいではなくて、そういったことも考えていただきたいとも言わっていて、そのとおりだと思っています。

やはりしっかりと報酬がなければ続けていけませんので、そういったことも含めながら、入札などもやっていかないと、そういった業者の方を確保することができなくなってしまうのかなとも思いますので、そういった面のことも、我々も考えていかなければならぬと思っています。

いずれにしても、商工会や建設職の人たちも、自分たちの仕事の価値をアピールしておりますし、我々はそれを分かっておりますので、そういったことをお互い確認しながら、仕事をしてもらっていかなければ、お互いに困ると思いますので。

○議長（眞壁範幸君）　高橋義則君。

○8番（高橋義則君）　ちょっと今までの視点とは違うんですけども、農業分野でも、かなり農業人口が少なくなっている、後継者が育たない状況なんすけれども、やっぱり、個々の農業経営を見ますと、すばらしい農業経営をやっている方がおります。そういう経営者も含めて、町民の方にお知らせしながら、後継者のために見せるというか、実践している農業関係者を紹介していただくような機会があれば、後継者が育つものを感じますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君）　町長。

○町長（小山修作君）　高橋議員のおっしゃるとおりだと思います。

やはり、子供たちの前で例えばそういった現場に行って、ヘルメットをかぶってみんなで現場を見るとか、すばらしい職人の人の仕事を見るとか、コンバインに乗って刈り取りする農家の方を見るとか、そういった見てもらうということが、やっぱり基本なのかもしれません。

やはり、子供のときに見た姿、そういったものが将来こういうものになりたいと、どんどんなってくるわけですから、そういったやっぱり機会を我々はつくっていくというのは大切だと思います。

今年の川崎校の入学式、もちろん毎年出ているんですけども、8人でした。私が町長になつたばかりの頃は本当に50人ぐらい、2クラスぐらいあったのが、今年は8人でした。1人が川崎町以外の子で、7人が川崎町の人だったと思います。私は、入学式では必ず同じことをずっと

言ってきたんですが、それが通じなくなりました。それはいろんなところから人が集まつてくるんですよ。いろんな人が集まつくるんで、みんなで刺激し合いましょうというような挨拶をしたんですけども、いろんなところから集まつてこなくなつてしまつたら、どんどん人が減つてきたので、8人だ。8人という数は決して大きくない数だ。だけど、見方によつては無限大だ。みんな8人が協力してくれれば、いろんな可能性があるだろう。だから、8人そろつて努力して、協力していろんなことをやつてくれ、そして3年後には8人そろつて卒業してほしいといふなことを言ひました。

それだけ、どこの学校も今減つていますから、やっぱり地元で根づいて、職人さんをやつたり、農家をやつたり、また現場で働いたり、そういう人たちを子供たちに見てもらって、刺激を与えることは、地域を守ることにもつながるんで、高橋議員がおっしゃるように、やっぱりこういふんな形で見せていく企画をしていきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） これで高橋義則君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は11時20分とします。

午前11時07分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（眞壁範幸君） 通告第8号、2番佐々木昭雄君。

【2番 佐々木昭雄君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） スキー場跡地利用について、質問願います。

○2番（佐々木昭雄君） 2番佐々木昭雄です。議長に許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

スキー場跡地利用につきましては、昨年4月、町側よりスケジュールが示されました。そのスケジュールに従い、3社公募があり、2社提案、選定委員会の審査を経て、優先交渉権を得た企業1社が本年4月より契約し、利活用されるものと私は認識しておりました。

町長より直前の本年3月の議会全体会議において、地権者から慎重に進めるようにとの声もあり、時間を要すると説明を受けました。

そのため私は、数名の地権者宅を訪問し、意向を聞いたところ、早く活用しないと本当に草ぼ

うぼうになってしまふと。町は何をしているんだと。逆にお叱りを受けた次第です。この状況について、下記のとおり質問させていただきます。

優先交渉権を得た企業と、計画どおりに調印できなかつた理由、さらに町民の貴重な財産であるスキー場施設を、いつ、どのように活用するのか、方針を明確に伺います。

2、私が数名ヒアリングした地権者は、全員早期利活用推進者でした。そして、みんながそう思つてゐるはずだとまで明確に答えてゐます。町が把握している慎重意見は何名でしょうか。

③本年3月末、地権者説明会の開催時期を担当課に確認したところ、東北財務局との調整で、二、三か月の時間を要すると回答がありました。いまだに開催されない理由は何でしょうか。

④町は優先交渉権を得た企業に施設を貸して、企業がまた業績不振などを発生した場合、町側のリスクをお話ししますが、このままスキー場施設を活用しない場合のリスク、辺地債返済義務、借地の原状復旧などはもちろん検討していると思いますが、現段階で想定される比較金額を正確に伺います。

⑤、町長、悲痛な声を聞いていますか。冬場働く場所がなくなり、本当に困つてゐる人たち、近くで飲食店を営む人からは、冬場全く客が来なくなつた。宿泊業を経営する方からは、子供たちの合宿がなくなり、大変との様々な声、町のリスクを慎重に検討するのは理解できますが、町全体の計り知れない経済損失はどう考えているのか、伺います。

⑥、5月26日議会全員協議会において、スキー場におけるケーブルなどの盗難被害について報告がありました。町民の貴重な財産が盗難に遭つたのは大変な問題です。町が把握している被害額は幾らか、また以前近隣で盗難被害も発生していると聞いておりました。防犯対策が不備だつたのではないか。

本来は、4月からスケジュールどおりに契約が進み、利活用がされた場合、施設管理もされ、抑止力が働き、盗難事故が未然に防止された。または被害額がここまで大きくはならなかつた可能性もあると思います。町が慎重に進めた結果、大きな被害があつた責任をどう考えているのか、伺います。

---

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 2番佐々木昭雄議員の質問にお答えします。

1点目の優先交渉権を得た企業と計画どおりに調印ができなかつた理由と、スキー場施設をいつ、どのように活用する方針か、明確に伺うとの質問ですが、優先交渉事業者とは、3月28日に

ヒアリングを実施し、組織、財政、経営、技術、施設利用及び人員確保などの意見交換を実施し、事業者の方針を確認しています。そして、5月1日には2回目の協議を行い、今後3年間の各リフトの修繕費用や使用エリアなどを再確認し、調整したところです。

そのほか、役場内の打合せ、辺地対策事業債の取扱い、貸付期間の考え方、リフト設備などのメンテナンス係ることなどを協議してきました。また、リフト設備事業者との意見交換や、国有林を管轄している仙台森林管理署、地方債を所管する東北財務局索道設備の許認可を保管している東北運輸局と協議を行ってきました。

そのうち、辺地対策事業債については、もう少し時間を必要とします。

そして、スキー場施設をいつ、どのように活用する方針か、明確については、最終的に地権者や議員の皆様の承諾が前提となりますので、現時点で具体的な日にちは申し上げることはできないことをご理解願います。

2点目の私がヒアリングをした地権者は全員早期利活用推進派だった。町が把握している慎重意見は何名だったのかとの質問ですが、昨年12月に開催した地権者説明会で申しますと、1名の方から慎重意見をいただいております。

地権者は全員で35人だったんですけれども、14人、それと随行者というか、運転士をしてきてくださって、合計16人が参加したようあります。

質問を承りましたが、その1人の方は、しっかりしたところに頼まないと困るから、しっかりやってくれということ、それ以外の方々は、町が方針を決めてもらえばという感じでした。決してゴーゴーではなく、慎重でもなく、町が方針を決めてもらえば、町にお任せしますよというような感じでございました。

3点目の本年3月末に地権者説明会の開催時期を確認した際、東北財務局との調整で二、三か月時間要するとの回答だった。いまだに開催されない理由は何かとの質問ですが、1点目でお答えしたとおり、様々な関係機関との調整が必要になることを承知していただきたいと思います。東北財務局との協議の中で、具体的な事例を示した上で相談しているので、時間を要しています。

相談内容は4つのケースを想定し、ケース1は事業者への貸出しは行わず、現状のまま保持する。ケース2は、当事者に施設の一部とリフトその他機器類含みで有償により貸付けする。ケース3は、事業者に施設の一部を有償で貸し出すが、リフトその他の機器類は貸し出さない。ケース4は、民間事業者に施設の全部を有償で貸出しするという内容です。

この相談結果は、間もなく見解が示されるところでしたが、先日の盗難事件を受け、町の方針を再び固めて協議を行うことになり、回答まで2か月程度の時間を要しますので、ご理解をお願

いします。

そして、地権者説明会については、これまでの経過報告と優先交渉事業者との協議結果を踏まえながら、早めに開催したいと考えますので、併せてご理解を願います。

次に、4点目のスキー場施設を活用しない場合のリスクについて、現段階で想定されている企画金額の正確な提示をとの質問ですが、スキー場施設をこのまま活用しないとなつた場合、一つ一つの事案について正確な金額は算定していません。

現時点で想定していることは、今年4月末現在の辺地対策事業債の残高2億4,180万円や、将来的に避けることのできない索道施設とスキーセンターなどの解体費用、さらにゲレンデへの植林費用と、令和10年3月まで借りている民有地の取扱いなど、方向性を見定めながら、一つ一つ整理することになると考えております。

次に、5点目の町のリスクを慎重に検討するのは理解できるが、町全体の計り知れない経済損失はどう考えているのかとの質問ですが、スキー場はこれまで多くのお客様に利用されてきました。令和4年度のシーズンは、夏冬の入り込み数は4万2,489人で、それ相応の収入を得られました。

このうち職員アルバイトを含めた人件費は5,000万円を超え、議員質問のとおりスキー場で働いていた方や宿泊業を営んでいる方への影響は大きいと認識しております。しかし、スキー場の経営には多額の費用が必要なのは事実であり、これまでの指定管理事業者も工夫を凝らしながら収支改善策に努めてきましたが、結果的に資金繰りに苦労していた経緯は議員も承知していると思います。

そして、追い打ちをかけるように、地球温暖化により雪不足の影響や施設の経年劣化などを総合的に判断し、令和6年3月をもってスキー場を閉鎖しました。ご理解いただくようお願いします。

6点目の町が把握している被害額は幾らか、防犯対策が不備だったのではないか。4月から利活用された場合、施設管理もされ、抑止力が働き、盗難事故が未然に防止された。または被害額はここまで大きくならなかつた可能性もある。大きな被害があった責任をどう考えているのか、伺うとの質問ですが、施設管理者としてしっかりと守れなかつたことに対しては、誠に申し訳なく、これまで同様おわびするものであります。

令和6年3月の閉鎖以降は、人感センサーによるセキュリティシステムを導入しながら、盗難などの対策を行っていました。しかし、5月22日に施設内の電気ケーブル類が巧妙な手口で盗難に遭い、27日には車両の侵入と、スターライトリフト降り場付近の電気設備などが物色されたこ

とを確認しており、6月5日に大河原警察署が現地調査を行っています。

また、今回の犯行は、銅線が目的の犯行であることが一目瞭然であり、被害額を990万8,000円と見積り、6月5日に被害届を提出しております。慎重に進めた結果が事件につながり、民間事業者へ貸出ししていれば大丈夫だったのか、それは無事を確証できるものではないと捉えています。

なお、川崎町のみならず各地で銅線の盗難被害が発生していると聞いております。いつ何が起きるか分からぬという意識を持たなければならぬと改めて痛感しました。

被害の責任については私にありますが、スキー場にはまだ高額な重機もあり、これらが再び盗難に遭わぬよう、気を引締めながら努めますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐々木昭雄君。

○2番（佐々木昭雄君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

①の質問に対して、さらにちょっと深く質問させていただきたいと思います。

優先交渉権を得た企業と契約は具体的にいつ行うのかについては、少しまだ時間を要するという答えでしたので、私は、本来は今月中にも地権者説明会を開いていただいて、7月の夏休みにはゲレンデにたくさんのテントが張られ、子供たちの笑顔が見られるのを実は楽しみにしておりました。多分それもかなわないことなのかなと思っていた次第でございます。

私は、これ以上ちょっと調印を遅らせる理由というのが、少し理解ができません。被害に遭った直後に、優先交渉権を得た企業の代表と、正直1年ぶりぐらい。去年4月2日以降、私はお会いしていませんでしたので、現地も確認しながらお会いしてまいりました、最近です。そうしたらば、借地はゲレンデの一部だけでも構わないとのことでした。

できるだけ契約を早く進めるために、まずは仮契約をさせていただいて、交渉権を得た企業とゲレンデの一部だの契約を結ぶ。ゲレンデの一部であれば、今おっしゃった様々な許認可関係の交渉は、一切私は関わらないんじゃないのかなと。地権者さんも、それなりに認めていただけるのではないかなど。

それとまた、防犯対策についても、先ほど監視カメラも入れていただけるということでしたが、G P Sも含めてあれですけれども、何か使っていれば非常に効果はあると思います。そのため、仮契約で土地、ゲレンデだけを一部契約を結んで、その後、様々な担当と優先交渉権を得た企業さんとよく話し合いをして、最良の方法で協議を進め、第2段階で使う施設を含めて2段階に分けて契約する方法というのはいかがか、伺います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） いろいろと事業者の方と意見交換が長引いておりました。初めて皆さんにこの事業の内容を説明したのは、3月26日の全体会議でありました。そのとき事業者の方は、リフトも全部使っていろいろやりたいんだという内容でございました。

全体会議の会議録を読ませていただきますと、最初に佐々木議員がこのようにおっしゃっています。条件が厳しい中でやりたいということで、優先交渉権を得た業者的情熱が感じられると思いますし、町のリスクを考えた場合、事業者がパンクすることも考えられるが、町にとってはリスクがない。町としていいのではないかということから始まりました。

町としては、事業者の方にパンクしてもらっては困るんですね。それで、リフトを全部使わないで、リフトのメンテナンス、とんでもなくかかりますよ。だからもっと縮小してやらないですか、そういうことをずっと繰り返してきたわけですね。

そういった中で、なかなか着陸点が見つからなかった。そういった中で、この盗難事件になりました。私は5月27日に事業者の方とお会いして、率直におわび申し上げました。私の危機管理の認識の足りなさで、こういうことになって申し訳ない。については、今ある施設を使いながら、余りリフトなど使わないで、今あるハウスを電源復帰させるから、あの近くで小さくやることはできないんだろうか。復帰にとんでもない金がかかるかを算定するのに、まだ時間がかかる。それを議会で認めてもらえる保証はない。

そして認めてもらっても、工事が順調に進むだろうか、資材不足や人手不足の中で、そうするとさらに伸びていく、それよりも、申し訳ないんだけれども、今あるハウスを使ってパソコンだけで子供のキャンプをしたり、そりしたり、スキーしたりできないんだろうか、それで考えてもられないですかということになりました。今、それを含めて事業者の方と意見交換をしているところであります。

私が議員になってから、初めての指定管理の制度が取られて、引き受けた事業者は3年の契約のうち2年で夜逃げをして、町が電気料を払いました。この間までの事業者の方は、地元で長く一生懸命やってくれたけれども、結果的に暖冬が2回来て、資金繰りに困って、町もそれ以上支援できないということで、とんでもない迷惑をかけ、また債権放棄ということで、みんなの前に名前が出てしまったりしました。

私、町長として本当にこのスキー場を経営したり、あの施設をやっていくということが、いかに難しいか、そして最初の業者は夜逃げしたり、今度の人たちも一生懸命頑張ったんだけれども、こうなって、ですから本当に事業者の方にパンクされでは困るんですね。そういったことも含めて大丈夫ですか、手堅くやっていったらいいんじゃないのということで、ずっと意見交換を担当

はしてきたわけです。

今回、5月27日に事業者の方と、ある意味、腹を割って私も話をさせてもらって、今まで担当と副町長と事業者的人が意見交換をしています。地権者の方々は町が入っているんだから、待ちが方針を示してくれればという感じでした。私もですから、そういったことを含めて、事業者の方がパンクしないような事を考えていかなければなりませんし、だからといって昨日の眞幡副議長の質問の中で、支援はできないのか、支援すると私が言ってしまえば、また指定管理のような形になってしまいます。

そういった形の中で、やっぱりある程度のたたき台ができるまでは、支援とか補助金とかという言葉は出ませんし、やはり事業者の方が自分の力でやれる範囲というものをお互いに見詰め合って、そこで到達したらやっぱりお互いに助け合うところは助け合うというような形になると思うので、もう少し時間をもらって、やっていきたいと思っています。

事業者の方がたまたま川崎町の指定管理を受けている方ですから、指定管理の制度とはこれは違うので、やっぱりちょっとお互いに認識の差があるかもしれません、着陸点は出ると思うので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 佐々木昭雄君。

○2番（佐々木昭雄君） 町長、ありがとうございます。

○議長（眞壁範幸君） ありがとうという言葉は、ここで発しないでください。

○2番（佐々木昭雄君） 大変失礼いたしました。今、町長の答弁とほぼ私の考え方は一致しておりまして、町長の5月27日、指定管理者の業者と打合せしたスキーセンターと多分、ゲレンデの一部だけを使って、まずスタートしたらしいんじやないかという回答でしたので、ぜひその方向で、ぜひとも進めていただければなと思いますので、様々な許認可関係は、その場合だと担当課も含めて、相当ハードルは低くなると思いますので、ぜひとも早めに進めていただければと思っておりますので、まずよろしくお願ひいたします。

続きまして、ちょっと質問でございます。

①の質問に対して、地権者様から私なんかは顔見知りだったので、強く叱りを受けたので、いつ頃するんだということだったら、財務局の辺地債の残高が先ほどの答弁で2億4,180万円と説明を受けました。また、4つのパターンで、ヒアリング中で時間がかかるということでした。私のところにはいろいろと、いろんなことを考えている方から資料を頂いて、町長さんなり、担当課が見ているかどうかはあれなんですけれども、ちょっとここにあって、財務省管理会計課の見解によれば、地方債による事業は、地方財務局などの実施監査等により適切に履行されていな

いと認められれば、債務一括返還、地方交付税停止ということであり、今まで町と財務局との話にはかかわらずということで、ちょっとどなたかが言った資料が、私のところに教えていただきました。

要は、夏スキー場とか、もし全くやらないということであれば、国を町がだますわけにはいきませんので、これは一括返還になるということだと思いますので、この認識は間違いないか、伺います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 昨日の眞幡副議長さんの答弁の中にもあります、17年前、スキー場をやめよう、いや、やめられないとやったときも、辺地債が2億6,900万ほど残っていました。それがあるからやめられない。それでずっと続いてきている。しかし、年間すごい予算を投入している。やっぱり後片づけもしなくてはならない。そういうことを踏まえて、何回も申し上げますが、去年1月の議会で、その前にも打合せがあり、いろいろずっと議会でもんできたわけであります。

どんなことを想定しても、やはり状況を財務局に説明して、その中で、やはり財務局の方々がいろんな判断をされれば、それに従うしかございません。しかし我々はやっぱり現状を報告し、スキー場が時代にそぐわなくなってしまった。遠藤美津子副議長も申しておりましたが、時代にそぐわなくなってしまった。それをやっぱり説明していくしかないんだろうと、私も思っていますし、とにかく今ある形の中で、できる範囲のことを進めていく。

何度も申し上げますが、そういうリスクを踏まえながら、去年1月の議会で、皆さんから、全ての議員の皆さんから欠席された1人の議員を除く出席された議員の皆さんから賛同いただいたわけですから、そういうことを含めて皆さんで覚悟したわけですから、議会と執行部が一緒になって決定したことですから、それをもって進めていきたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 佐々木昭雄君。

○2番（佐々木昭雄君） 町長、昨日の答弁で、その活用は、売却や賃貸を含め様々な可能性を考慮して具体策を導き出すと、検討の結果、町及び町民にとって、活用しないという結論が出れば説明していかなければならない。子供たちに大きな負担を残すのは本末転倒だと。次の世代のことを考えながら取り組む。責任を持って、スキー場を責任持って片づけるとまでお話ししてされました。

平成20年の資料では12億円、辺地債も含めてかかると説明を伺った次第です。平成20年といいますと17年前です。現在もし閉鎖のために考慮した概算ですけれども、多分倍ぐらいは、20億ぐ

らいはかかるんではないかなと想定されるわけでございます。

我々町民、今7,800人、町民1人当たりだと、片づけ費用に1人25万ぐらいです。単価で割れば。じいさんから子供まで、そんな感じです。町民の中に貸してほしいと、さらには購入したいという思料も中にはありました。

企業がありながら無理やり閉鎖して片づけるということは今後ないように、簡単には閉鎖して責任を持って片づけるなどと発言して、これは、町長大丈夫ですか。積算は、今担当課でされているのかどうなのか分かりませんが、町民としては大迷惑だと思います。25万の負担は、できないと思います。町長の意向をお聞かせください。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 当時の資料を見ますと、ゲレンデのり面復旧費が7億1,000万になっています。それはやっぱりゲレンデに土を吹き付けてやり直すんだというところであります。もし例えば片づけていくとなると、例えば土地は、例えですよ、地権者の方から町が買って、自然に帰っていくのを待つとかも含めて、やっぱりやり方はいろいろなわけですから、一概にこの12億とか、そういうんではないんですけども、やっぱりやり方をいろいろ考えていく。それから、リフトなども、例えですよ、20年計画で毎年1,500万ずつ解体していくとか、そういうような形になると思うんです。

やっぱりそれはそれで考えていかなければなりませんから。ただ、買うという人にパッと売つていいものか。その人が途中で、それこそパンクしてしまって、捨てられたら、町がそれでいいものか、そういったこともありますので、欲しい人に売ればいいというものではないとは私は思っているんですね。

今まで言つきましたが、力のある企業であれば、解体を条件に差し上げたり、極端な話、そういったこともありますけど、資本力のない人に売るということは、押しつけたということになりますので、そういったことも含めて考えていかなければならぬと思います。

○議長（眞壁範幸君） 佐々木昭雄君。

○2番（佐々木昭雄君） 次に昨年8月に、川崎町のホームページに掲載されたみやぎ蔵王セントメリースキー場活用事業提案書募集要項、これですね。これはホームページにアップされました。これに基づいて、今年2月、2社が応募して、審査を通った1社の優先交渉権を得た企業の提案書が3月28日に議会に提出されました。

企業が提出した応募申込書をよく分析しますと、相当考えておられるなど。川崎町佐々江地区の希望を含め、本当に熟知した人間にしか、あの提案はできないと私は確信しております。冬場

の雪不足を想定した売上げの見込みの確実性、周辺施設との共有化による経費削減策、施設運営のためのコンサル活用などすばらしいと思います。

企業側の提案の中には、地権者に対する土地利用代を含め、賃借料500万円と年間、記載されておりました。また購入の場合は5,000万とも記載されております。盜難にも遭ったので、このままの金額で町としては売却もできないと思いますし、提案者もこういう金額では買取りもできないと思います。

河北新報の2月5日の記事には、町は事業者と交渉を並行して行い、地権者の説明を行い、町議会報告を経て4月に採択事業者を決定すると、これが多分、我々一般市民の計画スケジュールだったんだと思います。

町はこの提案を出した企業に対して交渉の中で、募集要項に4月までの採択、決定の中で、これは担当課としては、何回、この業者さんと打合せをしたのか、もしお分かりになれば教えていただいてよろしいですか。回数で結構です。

○議長（眞壁範幸君） 地域振興課長。

○地域振興課長（大友聰君） 佐々木昭雄議員の質問にお答えします。

事業者との回数ということでございますが、2回、本当に具体的に方針等を確認したのは2回でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐々木昭雄君。

○2番（佐々木昭雄君） ありがとうございます。2回、3月と5月1日の打合せだと思いますが、町はこの企業に対して、契約交渉の中で募集要項に全く記載されていない項目、土地代以外に、スキーセンターハウスやレンタルハウスなど、施設使用料、公有地や構造物などを請求するなどの交渉はしておりますか。5月1日の打合せ確認事項資料、実際幾ら口頭で提案したのか、評価額を基に町の規定で算出すると1,000万ぐらいかなっていう想定も聞いておりますが、私、町役場で出したこの募集要項には、スキーセンターとか何とかに貸すためのお金を取るというのも書いていなかったので、もし、間違いであれば教えていただきたいし、こちらの応募申込書にも、建物その他についてお金を払いますというのを提案はしていなかったので、これは何か直前でハードルを上げたのかなということで、ちょっとこれであれば明らかにフェアじゃないなと思うんですが、これは事実かどうか、教えていただければと思います。

○議長（眞壁範幸君） 佐々木昭雄君。教えていただきたいとかというまとめ方をしないで、あくまでも、あとやっぱりまたま、ありがとうございますので、その辺も十分に、この前お話ししたとおり、それに従って質問をしていただきたいと思います。地域振興課長。

○地域振興課長（大友聰君） 佐々木昭雄議員の質問にお答えします。

募集要項、金額の町の財産について記載がないんじゃないのかというご質問でございます。

この考え方はということでございますが、募集の時点では、スキーチームに限らず、様々な用途で事業者を募集したという経緯があります。それも先ほどお話に出ていますように、もしかすると買いたいという事業者さんがいらっしゃるかもしれません。もしくはお借りしたいという事業者がいるかもしれません。

そこの中で提案をいただいたて、審査、優先交渉事業者と、より具体的な使用料などを協議していくスタンスでございましたので、決して後から出して、これもあれもこれもというふうなニュアンスで、私どもは捉えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

今、優先交渉事業者と使用料の面で、どこまでだったらよろしいのかというのを、これから、協議が途中であったんですが、盗難とともに入りまして、今後どういった金額が妥当なのかというのを、今、庁舎内部でも協議しておりますし、そこは事業者と丁寧に交渉していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐々木昭雄君。

○2番（佐々木昭雄君） 分かりました。さらにちょっと私も難しいことで、ちょっと勉強不足であれなんですが、事業者からお金を頂戴するという場合ですね。瑕疵担保責任ということは、皆さんのはうが、相当頭がいいと思いますので、2020年には民法改正によって契約不適合責任ということが改められました。

提供されたものやサービスが、契約で約束された仕様の品質に適合しない場合は、これは売主が買主に対して負う責任でございます。要は、レンタカーをかつてレンタカーのブレーキが利かなくてなくて突っ込んだら、レンタカー屋の責任なんですよ。重機やレンタル重機屋さんが、山に登っていたら、キャラが外れて崖が崩れたら、レンタル重機屋への責任という捉えで、これはいいと思います。これは瑕疵担保責任です。

ですから、これは町が少しでもお金を取った場合、この瑕疵担保責任のはうが私はリスクが高いと思うんです。例えばリフトが何か動かして、幾ら点検して回ったとしても、万が一古いもんですから落っこちて死にました。瑕疵担保責任は、町の瑕疵担保責任は、お金を取った場合は免れないんじゃないかなというのが心配なので、このリスクは確認しているのかどうなのかというのを担当課課長、お伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 地域振興課長。

○地域振興課長（大友聰君） 佐々木昭雄の質問でございます。

様々なリスク、またリフトを例に質問いただいておりますが、いずれにいたしましても、リフト、スキーセンター、所有者が川崎町でございます。その持ち物を事業者の方にお貸しして、それで例えば契約で一切この事故は、借主が責任を負うと契約で結んだとしても、やっぱり持主の責任というのを避けられないと思います。

いい例がいろんな例えれば野球でファールチップが当たって、試合していた人が補償するんじやなくて、球場の所有者なんかも訴えられるような時代でございます。そういった意味で、当初はリフトの点検は川崎町が実施して、本当に事業者が、事故がないようにやってもらうというようなスタンスでおりましたので、そこはある程度は承知していたところです。

ただ、重機一つ一つにリスクがあるというところは、実際確認が必要なことと捉えております。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐々木昭雄君。

○2番（佐々木昭雄君） 今まで施設、そういうことでリスクはある事業と認識していますので、今後とも引き続き検討のほどよろしくお願ひいたします。

今まで指定管理者としてやっていた会社さんには、廃業のための費用4,400万円と1,900万円の債務免除、合計6,300万円が町から手厚いほうで、また町民1人当たり、7,800人ぐらいで計算しますと約8,000円ぐらいの費用が投下されました。この件に関しても、私は町民から相当お叱りを受けていまして、議員は何をやらせているんだと。元社長は既に仕事しているんだから、少しずつでもいいからもらってこいと、なんていう町民から、手厳しい意見も私に寄せられたのも事実です。

今回、優先交渉権を他企業からは、家賃とか徴収するような交渉内容でないよう、同じ企業なので、この対応の違いは何なのかを明確に聞きたいということでございます。

さらに、もしこのことが町長、本当であれば、行政として公平公正に欠けるような対応ではないかなということも、一部の町民からは勘違いされるんじゃないかなと思われます。片方には6,300万補助しておいて、今度からは少しでもお金を取るとか、そういうことをやっていると、我々議員も、町民にしっかりと説明できるように、このような理由で違うんですけど、違いが分かるよう説明していただき、ここは、はっきりと公平公正に対応するんだと、町長から宣言していただいて、ちゃんと誠意を持って契約期日を明確にして、早急に進めますとお答えいただけるか、伺います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 失礼します。去年の3月議会で、私はある議員から、給食事業の入札に参加して落札した事業者が辞退した。なぜ厳しく対応しないのか。3月議会で徹底的に追及を受けました。その事業者の方は、1か月前にスキー場の担当で、私たちが3,000万貸した事業者がありました。3,000万を返済するために、スキー場だけでは駄目だ。それで、学校給食でも少しでも返済していこうということで、学校給食の入札に参加して、落札したわけであります。

しかし、いろんな状況があって、人を集めることができない。ですから勘弁してくれという内容がありました。

そのことについて、ある議員から徹底的に私は追及を受けたわけであります。やはり一生懸命町から借りた金を返そうとして努力しているんだ。だから、そういった面で多めに見てやってくんないか。いや、そんなことをするのは、社会的に信義、誠実に反するんだ。そういった人を外さないで、それを続けていくというのはおかしいだろうということを、皆さんも聞いていたと思います。

前の事業者に対して、もっと融資すべきだ。貸付けではなく補助金として与えろ、そういうことを言った議員さんもおられました。町民の中には、長く頑張ってきたんだから、やっぱりしようがないだろう。昭光議員さんもお疲れさまという形でいいんじゃないかなと。様々な意見があったわけであります。

小中学校のリフト代をただにしたり、町に一生懸命貢献して、町のスキー場を守ろうとして努力した、それを我々は評価し、またやるべきことをやって、債権を放棄したわけですから、経営者の方も一生懸命町のためにスキー場をやろうとして努力され、また借金を背負って苦労されたわけですから、そういうことをやっぱり分かってほしいと思うんです。

何回も繰り返しますが、事業者にパンクしてもらっては私も困る。しかし、町の施設を貸すとなると、それなりのやはりこともあるんだということを分かっていただかないと、私は、もう少しいろんな人の立場や状況、背景を理解しないと、町長や議員や職員は、町のかじ取りはできないと思っておりますので、その辺のことを酌んでいただければありがたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 佐々木昭雄君。

○2番（佐々木昭雄君） 最後に、近隣の役所が持っているスキー場、白石さんとか七ヶ宿スキー場はどのように運営されているのか。一応、白石スキー場さんなんかは、指定管理制度により指定管理料ゼロ円で運営委託をし、設備等は修繕、その他は役所と協議の上、負担してやっているということでございます。

私は公共施設は、やはり一番賃貸借契約とか、そういうことではなく、指定管理契約で、これ

は国で定めている契約ですから、その契約条項をまず形を整えた上で、指定管理料は、今回はお支払いしないとか、そういうようなことで進めたらどうかなと常々思っていることですが、最後に見解を伺って質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 指定管理制度については、何度も申し上げてきたんですけれども、この施設をこのように使ってください。期間はこのぐらいです。指定管理料はこのくらいです。そして公募するわけです。

ですから、もし、そういったことになると、すっかりやり直しですし、何回も何回も言いますが、去年の1月議会で、もうスキー場は町としてやらないんだということを決定しているわけですから、そこを原点に返っていただきたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） これで佐々木昭雄君の一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開は1時15分とします。

午後0時10分 休憩

---

午後1時15分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（眞壁範幸君） 10番生駒純一君から、所用のため午後の会議を欠席する旨、届出があります。

---

○議長（眞壁範幸君） 通告第9号、3番下斗米麻子さん。

【3番 下斗米麻子君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、町民の健康づくりと、地域資源の利活用について、質問願います。

○3番（下斗米麻子君） 3番下斗米麻子。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。  
過日お示しいただきました施政方針について、今回も質問させていただきます。健康づくりに関連しまして、積極的に川崎らしさをアピールするため、昨年取上げさせていただいた山城遭構の利活用について質問させていただきます。

現在、当町の青根温泉自然の森公園の道や、山城遺構等には散策ルートが設けられています。安全面に十分配慮したコースを整備していただいている。町から予算もつけていただき、町民の皆さんへの献身的な支えもあり、高齢者向けの平たんなルートから、歴史街道を活用した上級者向けのトレイルまで、幅広い層の方が利用できるように工夫されています。

森の中を歩くことが、リラックス効果やストレス軽減に役立つということはもう常識ではないかと思いますが、最近では、土の道や傾斜地を利用して、蓋をかけてウォーキングすることで、足腰への負担を減らしながら、筋力を鍛える、気候性地形療法というそうですが、特に心拍数を管理したプログラム、ドイツのクアオルトというものがあり、多くの自治体で導入されています。

当町ならではの健康づくりを考えたとき、現在ある遊歩道や山城遺構等の利活用は、大きな可能性と魅力を持っていると感じます。今後は地元ガイドの育成や温泉施設との連携、地元農産物の効果的な提供、歴史解説のさらなる充実などを意識向上させていくことにより、経済効果はもちろん、観光客の増加、自然や文化遺産の保全意識の向上、なかんずく、町民の皆さんの郷土愛や誇りの醸成といった、好循環が生まれていくのではないかと考えます。

以上、当町独自の、例えば山城遺構等健康ウォーキング、これは仮称ですが、積極的に導入してみてはいかがでしょうか。

自然、歴史、人材など、地域の様々な資源を活用した持続可能な地域づくりのモデルとなり、今後の地方創生のお手本となる可能性さえ秘めていると考えますが、町長の見解を伺います。

---

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 3番下斗米麻子議員の質問にお答えします。

川崎町ならではの健康づくりに、地域資源の利活用は大きな可能性と魅力を持っている。今後は地元ガイドの育成や、温泉施設との連携、地元農産物の効果的な提供、歴史解説のさらなる充実のため、川崎町においても、クアオルト事業を導入すべきと思うが見解を伺うとの質問ですが、クアオルト健康ウォーキングは、野山や森林など自然の中に専門コースをつくり、ガイドと一緒に歩くウォーキングで、国内では2008年に山形県上山市から始まり、近年全国的に取り組む自治体が増えているところです。

歩くことを基本とした健康づくりは、生活習慣病の予防に効果があるものと認識しています。兵庫県多可町の実証事業では、参加された方の精神、健康状態と睡眠の質に改善傾向が見られるなど、科学的にもクアオルト健康ウォーキングの効果があったと聞いております。

町では、ノルディックウォーキング教室や各地区運動教室の開催など、町民が手軽に運動できるような支援に努めていますが、参加人数は十分であるとはいえない。しかし、ウォーキングは継続して行なうことが大切で、まずは健康推進員の方々のご協力をいただき、各地区におけるリーダーの育成に努め、手軽で身近なウォーキングを広げることがポイントであり、地域資源の利活用は、運動の習慣化が図られた次の段階として検討すべきと思います。

また、クアオルト事業は、町内外からの参加者も多いことを踏まえると、観光振興と健康増進を備えていると思われます。過去には地域が主体となり、自然環境にすぐれ、山野草が咲き誇る季節に、山野草・食・温泉を絡めてガイドと散策する催し、花でつなごうが開催されていました。地域において、機運の高まりにつながるとすれば、町としても支援の在り方など、地域と一緒に検討しなければならないと考えております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。下斗米麻子さん。

○3番（下斗米麻子君） 戦国時代の防御施設が残る山城遺構を巡ることで、歴史や文化についても学ぶことができて、知的な刺激が加わります。山の中を歩いて訪問することで、自然に運動を続ける意欲も高まります。

生涯学習課のほうで、みちのく杜の湖畔公園さんと取り組まれている事業が、小野城見学会、ウォーキングなんですかけれども、私も2回ほど参加させていただきました。去年の秋から今年の春、去年の秋に参加したときに、かなり衝撃を受けてすごいなと思って、今年の春、参加しました。

川崎町歴史友の会の皆様、また川崎町史跡ボランティアの皆様方の熱心な説明や、いろんなガイドで行われていて、リピーターの方も多いように感じました。

質問なのですが、この山城、小野城を含めて、この整備はかなりの年月を経て整備されてきたと感じます。この整備はいつ頃から始まり、またこの小野城見学会等、こういうウォーキングは年に何回ほど行われていて、どれくらいの方が参加されていて、できれば感想なども届いていらっしゃるようであれば、教えていただきたいのですが。

○議長（眞壁範幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（村上 透君） 3番下斗米議員さんにお答えしたいと思います。

1つは、整備はいつ頃からかということなんですかけれども、すみません、ちょっと手持ち資料を持ち合わせていないんですけれども、本城についてはもう10何年も前からやられていると思います。小野城につきましても、令和元年か2年頃だと記憶しております。

小野城跡の見学会でございますが、小野城跡の見学会につきまして回答させていただきますと、

見学会のほうは、令和3年3月から開催しております。年2回ほど開催しておりますが、昨年度11月に行われたときは10人、今年4月に行われた見学会につきましては、町外の方3名、町内の方8名、関係者6名の方々に参加していただいているところでございます。令和4年から毎年2回ほど見学会をやっています。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 下斗米麻子さん。

○3番（下斗米麻子君） ちょうど町長さんの答弁の中にも入っていたのですが、ちょうど小野城見学会を行った頃に、ある新聞で、兵庫県の多可町のことが取上げられていました。町の面積の8割が森林の町で、川崎町と似ていると思って、早速調べてみました。

新聞の題名には、町の面積の8割の森林を生かすクアオルト健康ウォーキングとありました。詳しく調べていると、お隣の山形県上山市では、16年前よりクアオルトに取り組まれているということを知り、先日、一体どういうものなんだろうと思い、参加してまいりました。参加してよかったです。川崎も同じことをしていると実感しました。

蔵王高原高原坊平コースという、スキー場の台座というところを歩くのですが、私は初級クラスです。私が参加した日は20名ほどの方が参加されていて、ほとんどの方が70代以上の方で、男性の方が多かったです。もっとびっくりしたのが、大病を患われた方とか、あと、大きな手術をされた後なんだということを、歩きながらだけど、みんなとこうやって歩いて、健康に頑張っていくんだと、自分の健康は自分で守っていくんだということを、さりげなく話しながら、皆さんと仲よく歩いていたことがすごく好印象でした。

当町の施政方針、健康づくりの推進についての中に、1、一次予防の重視、それから、2、生活の質の向上、3、健康寿命の延伸とあります。この基本目標を各関係機関が一体となった健康づくり施策を開拓していくとあります。

町民の方が、日常的に自然の豊かさや文化遺産に触れながら、健康寿命を延ばせる当町ならではの健康ウォーキングの周知や取組を、ぜひ関係機関で検討し、発信していただけたらと思います。

この発信ということで最後に質問です。本年度、当町では総合アウトドアメーカーが展開されるフレンドエリアというものに登録されるとお聞きしました。交流人口に大きく期待が持てると思います。町民の方も大変喜ばれると思います。概要を伺います。

○議長（眞壁範幸君） 地域振興課長。

○地域振興課長（大友 聰君） 下斗米議員のご質問でございますが、フレンドエリアに関する

ご質問等と捉えておりますが、日本最大級の総合アウトドアメーカーのフレンドエリアに関するそれに向けましてフレンドショップというものの協力事業者を、現在探しているところでございます。具体的には、9月頃に登録の手続を行う計画で進めております。

このフレンドショップですが、会員の皆様が訪れた際に、優待特典を提供いただくものでございまして、まずは協力事業者を最低でも5店舗、これは条件が5店舗ですので、最終的には10店舗以上に増やしたいと考えております。

総合アウトドアメーカーの会員数、昨年12月時点で116万人もいらっしゃる。特徴としては、登山、ハイキングはもちろん、自転車とか、自然観察など自然に関わる強い興味をお持ちの方の集まりだと捉えております。

また、このフレンドエリアについては、会員向けに優待特典というのを設けることが条件で、これを地域ぐるみで提供するエリアであり、1年を通じて様々な告知を、ツールを通じてプロモーションが可能となり、観光情報、フィールド情報、フレンドショップ情報などを会員に発信することで、交流人口の増加が期待できるものでございます。

全国で、現在128のエリアが指定されておりまして、県内では気仙沼市さんと加美町さんがこれの登録をされているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 次、各サービス窓口への軟骨伝導イヤホン導入について、質問願います。

○3番（下斗米麻子君） 最近、耳周辺の軟骨の振動を通じて音が聞こえる軟骨伝導を応用したイヤホンを、相談窓口に設置する自治体や金融機関、病院などが全国で増えていることをお聞きしました。

私も、町民の方の相談の同行で、役場の窓口や福祉課へ伺うことがよくあります。ご高齢の方になると、担当の方の話が聞き取りにくくて、何度も聞き返す場面に出会うことがあります。また、関連ですが、せっかく買った補聴器が合わなくなって、いろいろとおっくうになっているとのご相談もお受けしています。

軟骨伝導イヤホンは、耳の穴を塞がないで音声を伝えるため、利用者は周囲の音や声を聞き取りながらクリアな案内や説明を同時に聞くことができます。これにより高齢者や聴覚に不安のある町民の方に対しても、より丁寧で正確な情報伝達が可能となり、手続の理解を深め、安心感を提供することにもつながります。必要な情報を確実に伝え、聞き取ってもらうことが可能になり、その有効性が期待されます。

当町では、介護予防フェスティバル等で、聞こえの専門家の方に来ていただいて、講師で来て

いただいて、聞こえることの大切さについて発信ももらっています。行政窓口への軟骨伝導イヤホンの導入が、聴覚に配慮した優しさのあるコミュニケーションの実現、様々な場面での確実な情報伝達、結果として業務効率の向上といった多岐にわたる利点をもたらし、町民サービスの質の向上に大きく貢献することが期待されます。早期に導入することを要望いたしますが、町長の見解を伺います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 下斗米議員の質問にお答えします。

軟骨伝導イヤホンの導入に関する質問ですが、軟骨伝導イヤホンは、耳の入り口付近にある軟骨を振動させて音を伝える仕組みで、耳穴を塞がないため、痛みや圧迫感が少なく、周囲の音も聞こえやすいというのが特徴です。高齢者や聴覚に不安のある方と、円滑なコミュニケーションが取れるよう、全国の自治体や金融機関、病院などの窓口で軟骨伝導イヤホンの導入が進んでいるようです。

さて、川崎町における現在の窓口対応は、職員が大きな声で分かりやすく、ゆっくりと会話をすることを心がけており、場合によっては筆談で相談内容を伺うなどの対応をしております。しかし、お互いの意思疎通に時間がかかるなど、聴覚に不安のある町民の皆様には、ご不便をおかけしているのではないかと感じているところです。

軟骨伝導イヤホンを導入すれば、町民と窓口対応担当職員が、お互い大きな声で会話するという負担が減り、周りに個人情報が聞こえてしまうリスクなどが軽減され、プライバシー保護にもつながり、窓口業務の効率化や、迅速な窓口対応にも大きな役割があると考えます。早急に軟骨伝導イヤホンを窓口に導入し、町民が安心して利用できる環境整備に努めてまいります。

○議長（眞壁範幸君） 下斗米麻子さん。

○3番（下斗米麻子君） 仙南地域の自治体で、この軟骨伝導イヤホンを置いているところを調べてみたところ、お隣の蔵王町で活用されているということが分かりましたので、早速見学に行ってみました。

ちょうど、窓口にいらっしゃってた方が高齢の方でした。使用されている高齢者の方が、聞き返したりすることもなく、しかも、小さな声で窓口の方とやり取りをされていたのが印象的でした。その方がお帰りになった後、役場の方にお願いして、私も実際に体験させていただきました。びっくりしました。これは聞き返したりすることがないということが、実際イヤホンを当てて分かりました。

いや、この聞き返すというのは、かなりストレスというか、何回もすみませんと言ひながらも、

これはなくなるなというのが感想です。ぜひ何かの機会を見つけて体験していただけだと、すごいものがあるんだということと、必要性を実感していただけだと思います。

また、介護フェスティバル等で町民の方にも、ぜひ体験できる機会をつくっていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 下斗米議員さんが体験されて、いや、本当にいいんだということなので、そういうふうな形で、皆さんにも使ってもらえるようにしてまいります。

○議長（眞壁範幸君） これで下斗米麻子さんの一般質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（眞壁範幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午後1時39分 散会

---

上記会議の経過は事務局長小原邦明が調製し、書記佐藤由弥歌が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議長

---

署名議員

---

署名議員

---